

第 60 回伊勢市都市計画審議会 報告案件

令和 2 年 6 月 11 日

- 報告案件 1 伊勢都市計画学校の変更案について
… P 1 ~ P 11
- 報告案件 2 伊勢都市計画用途地域の変更案について
… P 12 ~ P 18
- 報告案件 3 伊勢市景観計画及び土地利用に関する制度の運用状況等について
… P 19 ~ P 28

伊勢都市計画学校の変更（伊勢市決定）

都市計画学校に 14 二見浦小学校・二見中学校を次のように追加する。

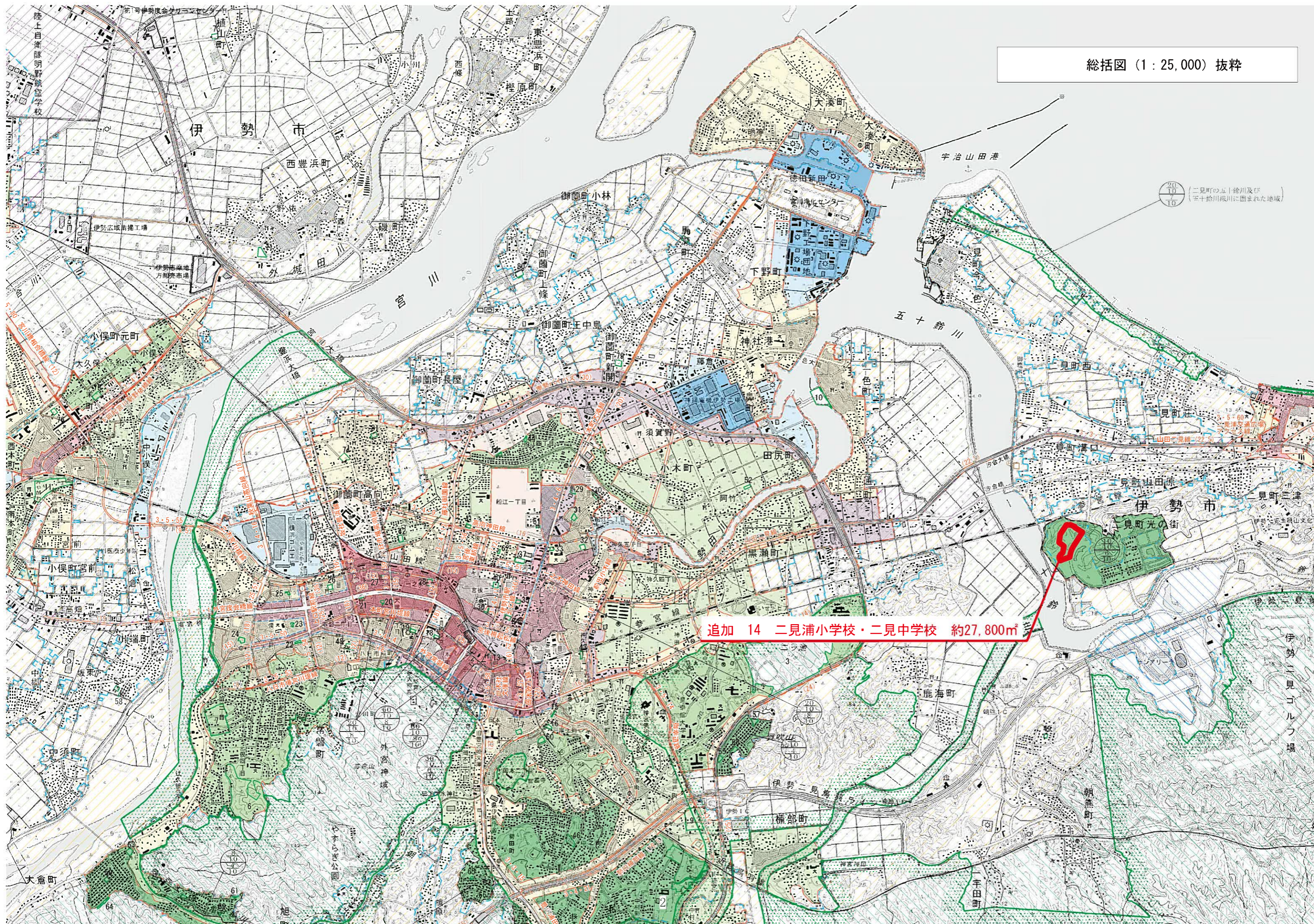
名 称		位 置	面 積	備 考
番号	学校名			
14	二見浦小学校・二見中学校	伊勢市二見町光 の街字豆石山	約 27,800 m ²	

「区域図は計画図表示のとおり」

理由

別紙理由書による。

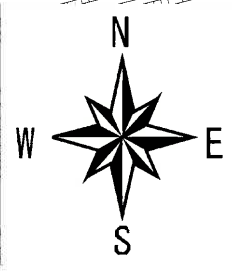
総括図 (1:25,000) 抜粋



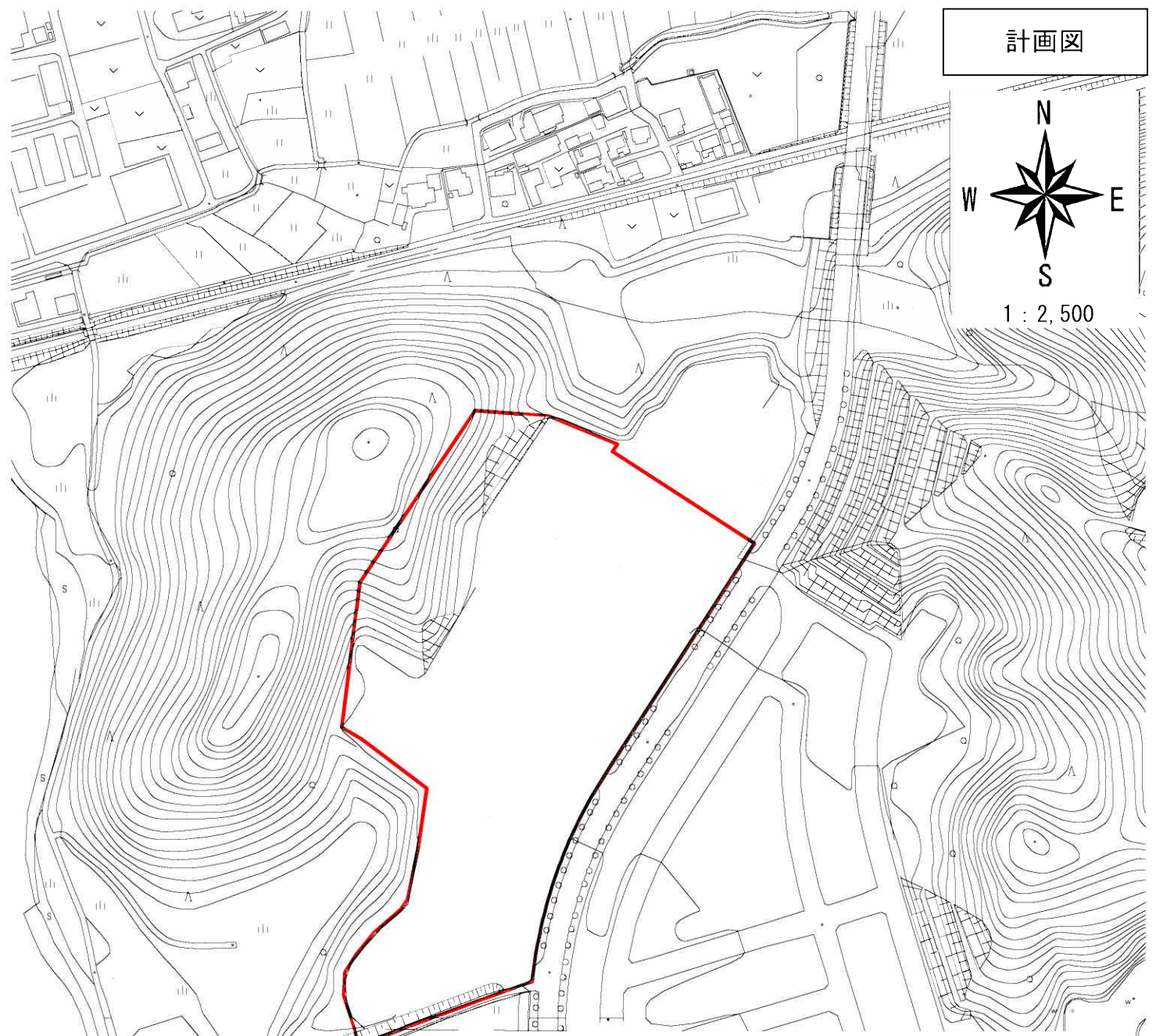
追加 14 二見浦小学校・二見中学校 約27,800㎡

二見町の五十鈴川及び五十鈴川流川に囲まれた地域

計画図



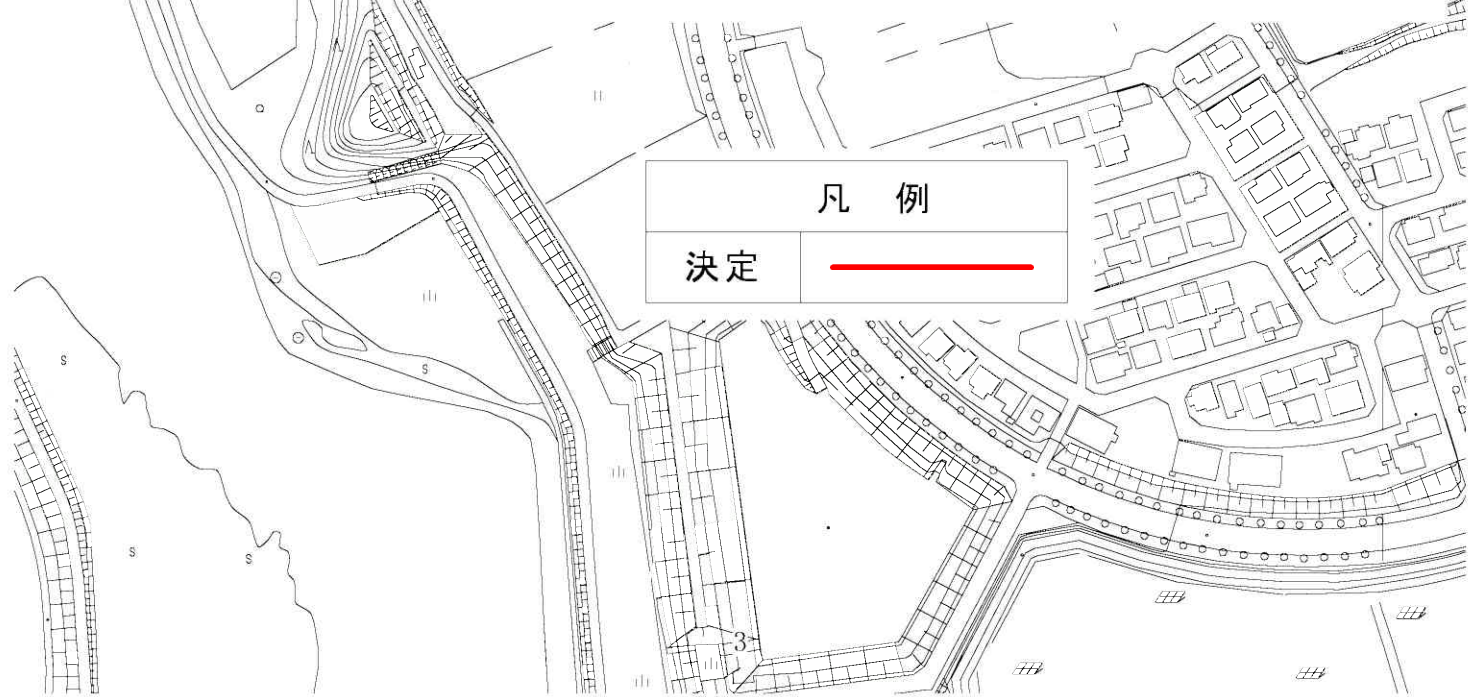
1 : 2,500



追加 14 二見浦小学校・二見中学校 約 27,800 m²

凡 例

決定	
----	--



伊勢都市計画学校の変更（伊勢市決定）

変更前後対照表

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	学校名			
1	有緝小学校	伊勢市船江2丁目	約 12,800 m ²	
2	厚生小学校	伊勢市一志町	約 9,600 m ²	
3	浜郷小学校	伊勢市黒瀬町字城之腰	約 11,300 m ²	
4	城田小学校	伊勢市上地町字下通	約 10,300 m ²	
5	小俣小学校	伊勢市小俣町元町	約 19,800 m ²	
6	明野小学校	伊勢市小俣町明野	約 19,700 m ²	
7	御蘭小学校	伊勢市御蘭町長屋 字五本松	約 19,600 m ²	
8	厚生中学校	伊勢市一之木5丁目	約 29,400 m ²	
9	倉田山・五十鈴中学校	伊勢市神田久志本町 字中山	約 36,400 m ²	
10	小俣・城田中学校	伊勢市小俣町相合	約 37,000 m ²	
11	桜浜中学校	伊勢市植山町字北ノ沢	約 38,700 m ²	
12	伊勢宮川中学校	伊勢市二俣4丁目	約 33,700 m ²	
13	みなと小学校	伊勢市大湊町 字禿松南新田	約 24,400 m ²	
14	二見浦小学校・二見中学校	伊勢市二見町光の街 字豆石山	約 27,800 m ²	追加

理 由 書

● 背景

近年の少子化の進行により、学校の小規模化が進行しており、将来的に教育環境への様々な課題が生じることが懸念されている。このような学校の小規模化による課題を解消し、本市の子どもたちが確かな学力を身に付け、豊かな人間性と健やかな体の育成といった「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実を目的として「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」（以下、基本計画という）を策定した。

当該基本計画は、単独で存続する学校、統合する学校を整理し、既存の学校を利用するもの、新たな位置に建設することとなるものをそれぞれ示したものである。具体的な方策として、「学校の統合」と「通学区域の見直し」を、地域の実情に応じて適切に取り入れ、行うこととしている。

● 都市計画決定の目的及び考え方

伊勢都市計画学校は、市民の健全な義務教育の達成に資する施設であり、まちづくりの観点からも適正な配置を行うことが望ましい。伊勢都市計画学校の配置については、基本計画に掲げる周辺環境、児童生徒の通学距離、既存校舎の校地面積、建築年数、施設の状況や教室数等を勘案する。また、沿岸部等においては、地震、津波等の災害が懸念されるため、児童生徒の安全・安心の確保と地域の防災拠点として学校の果たす役割を最優先し、高台等設置場所の選定及び学校敷地の有効活用に充分配慮することを基本的な考え方として、都市計画に位置づけるものとする。

14 二見浦小学校・二見中学校

基本計画に掲げるところでは、平成29年4月に統合した二見浦小学校については、沿岸部に位置するため、地震、津波等の防災面を考慮した上で、より標高が高い高台に統合校を新築し、児童の安全・安心の確保及び地域の防災拠点としての整備を図るものとしている。また、二見中学校については、適正規模を下回っているが、地理的に他の地域の中学校と統合することが困難であるため存続する。ただし、沿岸部に位置するため、地震、津波等の防災面や小中学校の連携を考慮した上で、小学校と同時期に、より標高の高い高台へ移転し、生徒の安全・安心の確保及び地域の防災拠点としての整備を図るものとしている。

これらのことから、二見地区の児童生徒のための教育文化施設として二見浦小学校・二見中学校を都市計画学校に位置づける。

伊勢都市計画学校の変更（伊勢市決定）

変更素案に係る縦覧結果、公聴会における公述要旨及び市の見解について

縦覧期間	令和2年2月17日～令和2年3月2日	
縦覧者数	計0名	
	都市計画課	0名
	二見総合支所	0名
	小俣総合支所	0名
	御菌総合支所	0名
	伊勢市立伊勢図書館	0名
	伊勢市立小俣図書館	0名
意見申出書	1通	
公聴会	令和2年3月16日 公述人 1名 傍聴人 0名	
意見申出書の要旨	市の見解	
1. 「近年の少子化の進行により、学校の小規模化が進行しており、将来的に教育環境への様々な課題が生じることが懸念されている。」とあるが、具体的に何を指しているのか不明	1. 小規模校では、友人関係や学級内での序列の固定化を招く、切磋琢磨する機会が少ない、集団教育活動に制約が生じやすいなどの課題があります。例を挙げると、クラス替えができないことや、運動会・文化祭等の集団活動・行事の教育効果が下がること、部活動の種類が限定されること、男女比の偏りが生じやすい、体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じることなどがあります。	

<p>2. 『このような学校の小規模化による課題を解消し、本市の子どもたちが確かな学力を身に付け、豊かな人間性と健やかな体の育成といった「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実』とあるが、小規模化による課題を解消することは、『豊かな人間性と健やかな体の育成といった「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実』と何故同じ意味なのか。先生ではなく、建物が教育の質を充実させるということか。</p>	<p>2. 小規模校の抱える課題を解消することが、より望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実に資すると考えられます。</p> <p>建物ではなく、そこで行われる教育活動が重要です。教職員がその担い手となりますが、小規模校では学級数が少なくなることに伴い、配属される教職員数も少なくなります。これにより、経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となること、また複数の教員によるグループ別指導、習熟度別指導等の多様な指導方法をとることが困難となるなど、教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることが考えられます。</p>
<p>3. 「単独で存続する学校、統合する学校を整理し、」とあるが、統廃合が『本市の子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな人間性と健やかな体の育成といった「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実』に結びつくのかが不明</p>	<p>3. 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校本来の特質から、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられます。</p> <p>前述の通り、小規模校には様々な課題があることから、小中学校の適正規模化・適正配置を行うことで、その課題を解消し、より望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実の実現を目指します。</p>
<p>4. 都市計画決定の目的及び考え方において、「適正な配置」とあるが、「適正」の基準は何か。</p>	<p>4. 小中学校の適正配置の検討にあたっては、児童生徒の通学距離、通学路の安全性を考慮するとともに、災害に対する児童生徒の安全・安心の確保及び地域の防災拠点としての学校施設の災害に対する機能強化を図るため、設置位置の選定や校舎等施設の充実について熟慮しながら整備を進めることとして</p>

<p>5. 基本計画に掲げる周辺環境、児童生徒の通学距離、既存校舎の校地面積、建築年数、施設の状況や教室数等を勘案する。とあるが、統廃合の設定時の学校別の一覧表を示してほしい。</p>	<p>います。 適正配置の基準としては、小学校は原則として、児童の居住地から4 km以内、中学校は原則として、生徒の居住地から6 km以内に配置し、複数の小学校で構成するとしています。</p> <p>5. 別紙1及び別紙2のとおり。</p>
--	---

<施 設>

(平成22年5月1日現在)

小学校	校地面積	運動場面積	校舎等			屋内運動場			プール
			面積	建築年度	備考	面積	建築年度	備考	設置年度
進修	14,152 m ²	8,900 m ²	2,457 m ²	昭 49		607 m ²	昭 54		昭 62
修道	9,812	3,300	4,683	昭 50		920	平 2		昭 59
有緝	12,767	5,473	5,213	平 18		1,051	平 2		昭 41
早修	12,779	5,100	4,126	平 12		828	平 13		昭 57
中島	10,807	4,800	5,301	昭61.62	防音校舎	740	昭 58		昭 63
明倫	16,557	6,600	5,308	昭 62		1,058	昭 63		平 13
厚生	8,489	4,520	5,471	平 7		948	昭 58		昭 9
神社	11,453	5,100	3,474	昭54.61		680	昭 56		平 3
大湊	16,485	8,550	3,121	昭 54		728	昭 56		昭 62
佐八	10,414	3,622	2,399	昭 63		797	平 2		平 4
宮山	14,003	5,200	3,183	昭52.平8.16		680	昭 55		平 4
浜郷	11,316	5,048	3,014	昭 53		593	昭 49		昭 60
四郷	14,216	6,190	3,174	昭56.平20		680	昭 57		昭 61
豊浜東	8,530	5,073	2,236	昭 51	防音校舎	774	昭 60		平 2
豊浜西	9,710	4,700	2,802	昭50.51.57	防音校舎	680	昭 55		平 元
北浜	11,082	5,726	2,801	昭 45	防音校舎	634	昭 53	防音講堂	昭 59
東大湊	8,679	3,970	1,855	昭 47	防音校舎	583	昭 54		平 3
城田	10,264	5,561	3,729	昭54.55	防音校舎	760	昭 60	防音講堂	昭 63
上野	10,999	5,092	2,043	昭58.平14		680	昭 59		平 元
二見	12,090	7,670	3,440	昭45.46	防音校舎	756	昭 47		平 16
今一色	7,908	4,258	1,640	昭44.53		637	昭 63		昭 48
小俣	19,756	8,482	5,786	昭46.47	防音校舎	1,733	昭 52		昭 57
明野	19,668	9,962	4,735	昭55	防音校舎	1,551	昭 55		昭 54
御蘭	19,632	12,650	6,291	昭48.49.50.51	防音校舎	2,283	昭52.平15		平 2
計	301,568	145,547	88,282			21,381			
中学校	校地面積	運動場面積	校舎等			屋内運動場			プール
			面積	建築年度	備考	面積	建築年度	備考	設置年度
倉山	35,894 m ²	16,300 m ²	6,728 m ²	平 16		1,496 m ²	昭 48		昭 55
厚生	29,409	18,900	4,076	平 21	仮設校舎	1,320	昭 47		
宮川	38,459	15,700	5,885	昭 51		1,418	昭 42		昭 45
港	21,834	12,700	4,796	昭 51		1,013	昭 60		昭 44
豊浜	18,720	11,718	2,713	昭 48	防音校舎	885	昭 58	防音講堂	昭 38
北浜	14,577	8,970	2,843	昭46.47	防音校舎	885	昭 56	防音講堂	平 2
沼木	8,781	4,300	1,646	昭36.平元		842	平 11		昭 47
城田	14,049	7,850	2,646	昭47.平20		862	昭 49		昭 47
五十鈴	23,261	12,800	3,581	平 21	仮設校舎	1,314	昭 47		
二見	15,977	7,270	4,535	昭54.60.平10	防音校舎	1,716	昭 61		
小俣	37,008	23,629	7,532	昭48.49.56.60	防音校舎	1,386	昭 51		昭 51
御蘭	36,228	15,715	4,783	昭 62		1,549	昭 60		
計	294,197	155,852	51,764			14,686			
幼稚園	校地面積	運動場面積	園舎面積	建築年度	備考	※プールについて			
						小学校	25m×5コース	19校	中学校
早修	1,300 m ²	570 m ²	339 m ²	平 3		25m×6コース	今一色・二見		
神社	1,038	410	389	平 2	防音園舎	25m×7コース	小俣・明野		
豊浜東	604	290	283	昭 50		25m×8コース	御蘭		
豊浜西	899	499	231	昭 49					
北浜	1,083	400	339	昭 52	防音園舎				
城田	1,887	1,112	396	昭 57	防音園舎				
四郷	1,232	512	371	平 5					
沼木	1,185	615	246	平 4					
小俣	5,047	3,134	1,407	昭 53	防音園舎				
明野	2,435	1,217	449	昭 45					
計	16,710	8,759	4,450						

伊勢市立小中学校の通学手段別の最長通学距離・最大所要時間

平成21年度

学校名	通学方法	徒歩		自転車		公共交通機関		スクールバス		自転車学	バス通学	児童数 生徒数	
		最長通学 距離(km)	最大所要 時間(分)	最長通学 距離(km)	最大所要 時間(分)	最長通学 距離(km)	最大所要 時間(分)	最長通学 距離(km)	最大所要 時間(分)	総人数	総人数		
小学校	進修	1.5	25									184	
	修道	3.0	40									374	
	有緒	3.0	45									585	
	早修	2.0	30									153	
	中島	3.3	50			3.5	34				35	314	
	明倫	2.5	35									400	
	厚生	1.7	25									400	
	神社	1.9	40									380	
	大湊	1.8	40									173	
	佐八	1.0	15			1.9	15					98	139
	宮山	2.3	35									251	
	浜郷	1.9	30									354	
	四郷	3.5	45			3.5	20					82	172
	豊浜東	1.1	25									104	
	豊浜西	2.8	40									199	
	北浜	2.3	45									218	
	東大湊	2.1	30	3.2	45						9	134	
	城田	3.2	50									350	
	上野	3.4	45					8.7	30		5	83	
	二見	3.0	45			5.6	35					136	495
今一色	0.7	15									85		
小保	2.1	30									672		
明野	3.0	60									533		
御園	2.9	45									601		
中学校	倉田山	2.0	40	6.0	30						177	407	
	厚生	2.0	30	5.5	30						161	474	
	宮川	2.0	30	5.9	30						61	325	
	港	2.0	25	4.0	25						201	405	
	豊浜	3.0	45									187	
	北浜	1.7	30	3.4	25						90	168	
	沼木	0.8	10	2.5	10			10.5	20		65	3	71
	城田	2.0	30	5.6	25							32	211
	五十鈴	2.5	40	5.0	25			10.1	23		75	1	394
	二見	1.7	30	6.0	30						201	273	
	小保	2.0	30	3.0	25						103	575	
	御園	1.8	25	3.4	30						127	308	

*「平成21年度伊勢市立小中学校の通学手段別の最長通学距離・最大所要時間」各校からの報告による

都市計画の策定の経緯の概要

伊勢都市計画学校の変更（伊勢市決定）

事 項	時 期	備 考
第 58 回都市計画審議会	令和 2 年 1 月 24 日	・ 素案 事前説明
素案の縦覧	令和 2 年 2 月 17 日から 3 月 2 日	・ 2 週間縦覧
公聴会	令和 2 年 3 月 16 日	
事前協議	令和 2 年 6 月 2 日	
第 60 回都市計画審議会	令和 2 年 6 月 11 日	・ 案 報告
案の縦覧	令和 2 年 7 月 1 日から 7 月 15 日	・ 2 週間縦覧
第 61 回都市計画審議会	令和 2 年 8 月 4 日	・ 縦覧結果報告 ・ 審議（答申）
県協議	令和 2 年 8 月予定	
変更告示	令和 2 年 9 月予定	

伊勢都市計画用途地域の変更（伊勢市決定）

伊勢都市計画用途地域を次のように変更する。

（伊勢都市計画区域）

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の高さの限度	建築物の敷地面積の最低限度	備 考
第一種低層住居専用地域	約 71.2 ha	8/10以下	4/10以下	—	10m	—	
	約 179.0 ha	10/10以下	5/10以下	—	10m	—	
	約 27.3 ha	10/10以下	6/10以下	—	10m	—	
小 計	約 277.5 ha						11.0%
第二種低層住居専用地域	約 — ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 — ha						0%
第一種中高層住居専用地域	約 282.5 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 282.5 ha						11.2%
第二種中高層住居専用地域	約 558.8 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 558.8 ha						22.2%
第一種住居地域	約 662.8 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 6.3 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
小 計	約 669.1 ha						26.6%
第二種住居地域	約 214.4 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 5.7 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
小 計	約 220.1 ha						8.7%
準住居地域	約 11.8 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 11.8 ha						0.5%
田園住居地域	約 — ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 — ha						0%
近隣商業地域	約 30.5 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 127.2 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	
小 計	約 157.7 ha						6.3%
商業地域	約 54.7 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 0.5 ha	50/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 3.4 ha	60/10以下	8/10以下	—	—	—	
小 計	約 58.6 ha						2.3%
準工業地域	約 92.8 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 5.0 ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 97.8 ha						3.9%
工業地域	約 119.3 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 119.3 ha						4.7%
工業専用地域	約 66.3 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 66.3 ha						2.6%
合 計	約 2519.5 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」


理 由
別紙理由書のとおり

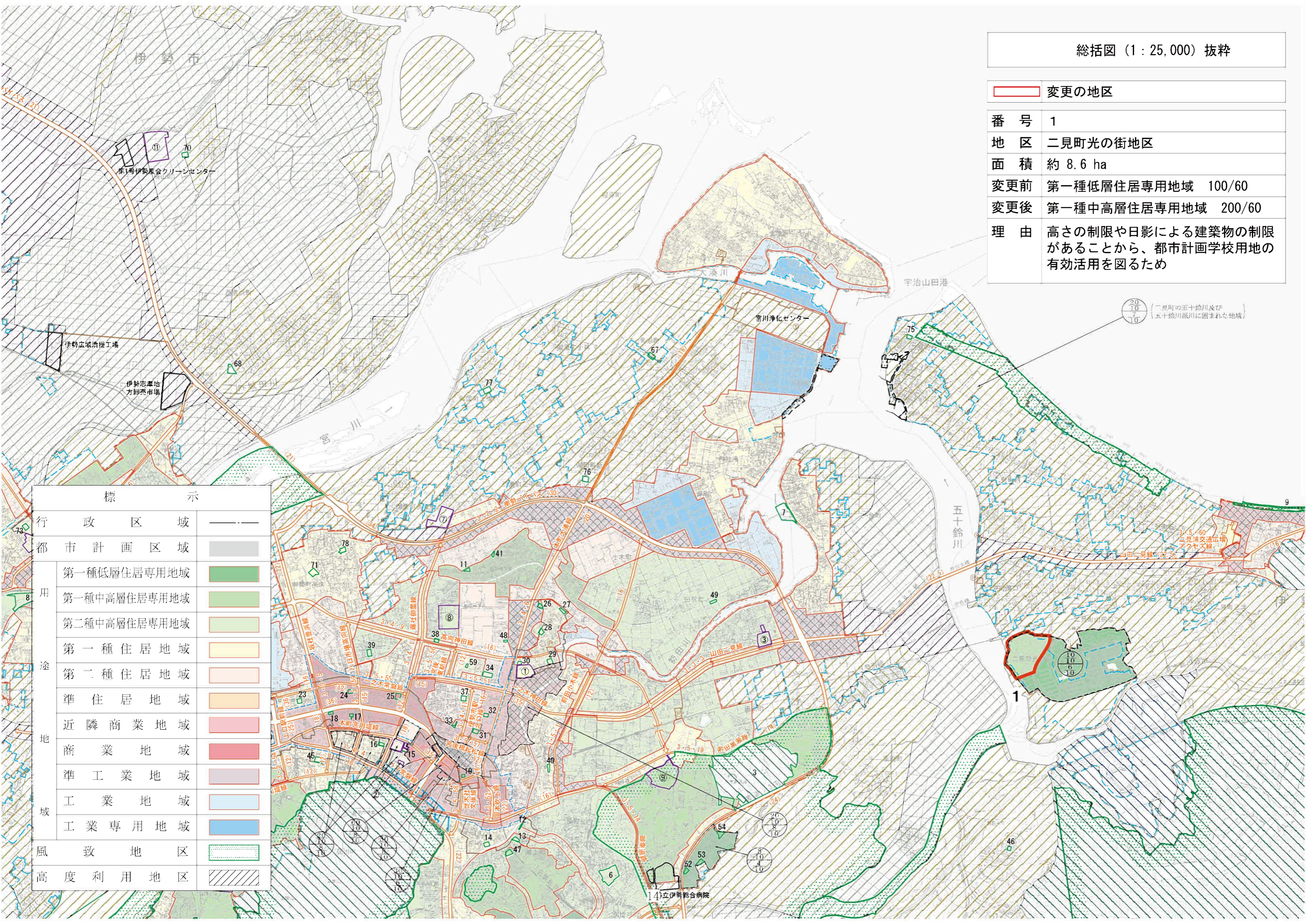
ゴシック斜体は、変更前

種 類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の高さの限度	建築物の敷地面積の最低限度	備 考
第一種低層住居専用地域	約 71.2 ha	8/10以下	4/10以下	—	10m	—	
	約 159.5 ha	10/10以下	5/10以下	—	10m	—	
	約 35.9 ha	10/10以下	6/10以下	—	10m	—	
	約 27.3 ha						
小 計	約 266.6 ha						11.8%
	約 258.0 ha						11.4%
第二種低層住居専用地域	約 — ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 — ha						0.0%
第一種中高層住居専用地域	約 248.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 256.6 ha						
小 計	約 248.0 ha						11.0%
	約 256.6 ha						11.4%
第二種中高層住居専用地域	約 497.7 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 497.7 ha						22.0%
第一種住居地域	約 566.6 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 6.3 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
小 計	約 572.9 ha						25.3%
第二種住居地域	約 179.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 5.7 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
小 計	約 184.7 ha						8.2%
準住居地域	約 11.8 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 11.8 ha						0.5%
田園住居地域	約 — ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 — ha						0.0%
近隣商業地域	約 30.5 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 118.6 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 149.1 ha						6.6%
商業地域	約 54.7 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 0.5 ha	50/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 3.4 ha	60/10以下	8/10以下	—	—	—	
小 計	約 58.6 ha						2.6%
準工業地域	約 92.8 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 5.0 ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 97.8 ha						4.4%
工業地域	約 107.2 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 107.2 ha						4.7%
工業専用地域	約 66.3 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 66.3 ha						2.9%
合 計	約 2260.7 ha						100.0%

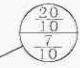
「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

総括図 (1 : 25,000) 抜粋

	変更の地区
番号	1
地区	二見町光の街地区
面積	約 8.6 ha
変更前	第一種低層住居専用地域 100/60
変更後	第一種中高層住居専用地域 200/60
理由	高さの制限や日影による建築物の制限があることから、都市計画学校用地の有効活用を図るため




標 示	
行政区域	
都市計画区域	
第一種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
風致地区	
高度利用地区	

 (二見町の五十鈴川及び五十鈴川派川に囲まれた地域)

計画図



凡例

変更の地区 

番号	1
地区	二見町光の街地区
面積	約8.6ha
変更前	第一種低層住居専用地域 100/60
変更後	第一種中高層住居専用地域 200/60
理由	高さの制限や日影による建築物の制限があることから、都市計画学校用地の有効活用を図るため



第一種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	

理 由 書

伊勢都市計画用途地域にかかる都市計画を次の理由により変更する。

1. 背景

近年の少子化の進行により、学校の小規模化が進行しており、将来的に教育環境への様々な課題が生じることが懸念されている。このような学校の小規模化による課題を解消し、本市の子どもたちが確かな学力を身に付け、豊かな人間性と健やかな体の育成といった「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実を目的として「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」（以下、基本計画という）を策定した。

当該基本計画は、単独で存続する学校、統合する学校を整理し、既存の学校を利用するもの、新たな位置に建設することとなるものをそれぞれ示したものである。具体的な方策として、「学校の統合」と「通学区域の見直し」を、地域の実情に応じて適切に取り入れ、行うこととしている。

2. 都市計画決定の考え方及び目的

現在第一種低層住居専用地域が指定されており、高さや日影制限など中高層の建築物に制限があることから、都市計画学校用地の有効活用を図るため、第一種低層住居専用地域から第一種中高層住居専用地域に変更しようとするものである。

伊勢都市計画用途地域の変更（伊勢市決定）

素案の縦覧結果

縦覧期間	令和2年2月17日～令和2年3月2日	
縦覧者数	計0名	
	都市計画課	0名
	二見総合支所	0名
	小俣総合支所	0名
	御菌総合支所	0名
	伊勢市立伊勢図書館 伊勢市立小俣図書館	0名 0名
意見申出書数	0通	
意見申出書の要旨	市の見解	
—	—	

都市計画の策定の経緯の概要

伊勢都市計画用途地域の変更（伊勢市決定）

事 項	時 期	備 考
第 58 回都市計画審議会	令和 2 年 1 月 24 日	・ 素案 事前説明
素案の縦覧	令和 2 年 2 月 17 日から 3 月 2 日	・ 2 週間縦覧
公聴会	開催せず	・ 意見申出書の提出が無かったため、開催を中止した。
事前協議	令和 2 年 6 月 2 日	
第 60 回都市計画審議会	令和 2 年 6 月 11 日	・ 案 報告
案の縦覧	令和 2 年 7 月 1 日から 7 月 15 日	・ 2 週間縦覧
第 61 回都市計画審議会	令和 2 年 8 月 4 日	・ 縦覧結果報告 ・ 審議（答申）
県協議	令和 2 年 8 月 予定	
変更告示	令和 2 年 9 月 予定	

伊勢市景観計画及び土地利用に関する制度の運用状況等について

1 伊勢市景観計画の運用状況

(1) 地区別届出等状況

令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

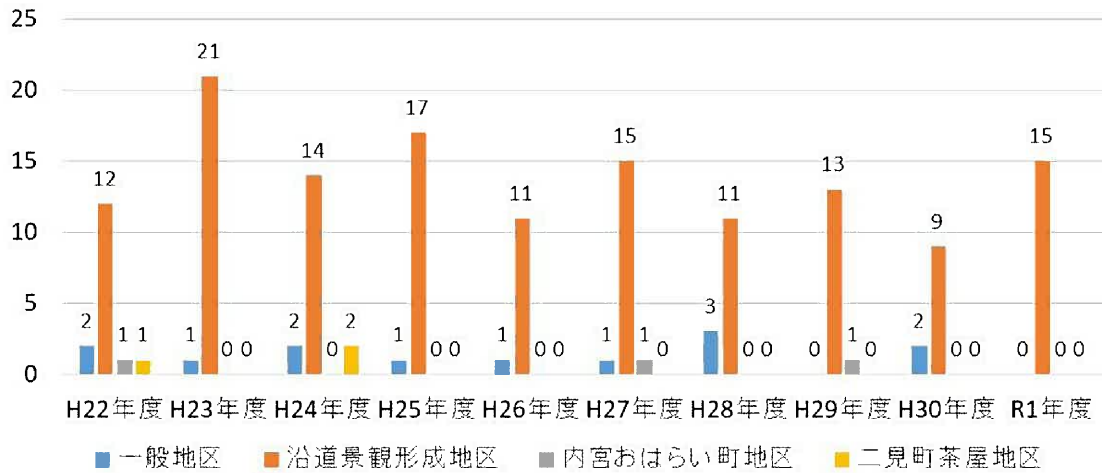
届出受理件数：65件（認定申請8件、通知2件を含む。）

行為の内容	地区	一般地区	沿道景観形成地区	重点地区		
				内宮おはらい町地区 (景観地区) ※認定申請	二見町茶屋地区	
届出行為の内訳	① 建築物	32	住居系	15		
			商業系、その他	5 ^{*1}	5	7
	② 工作物	27	携帯電話関連	18	2	
			太陽光発電施設	5		
			その他	1 ^{*2}		1
	③ 開発行為	6	住居系	6		
			商業系、その他			
	④ 土地の形質の変更	0	土地の開墾			
			土石採取、その他			
	⑤ 物件の堆積	0	土石			
廃棄物、その他						
計	65		35	22	8	0

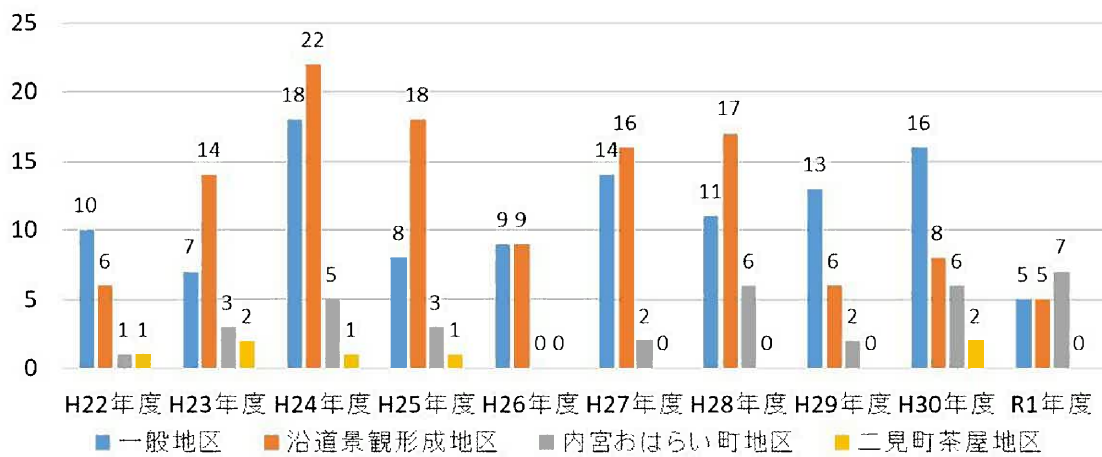
*1 通知1件を含む。

*2 通知1件を含む。

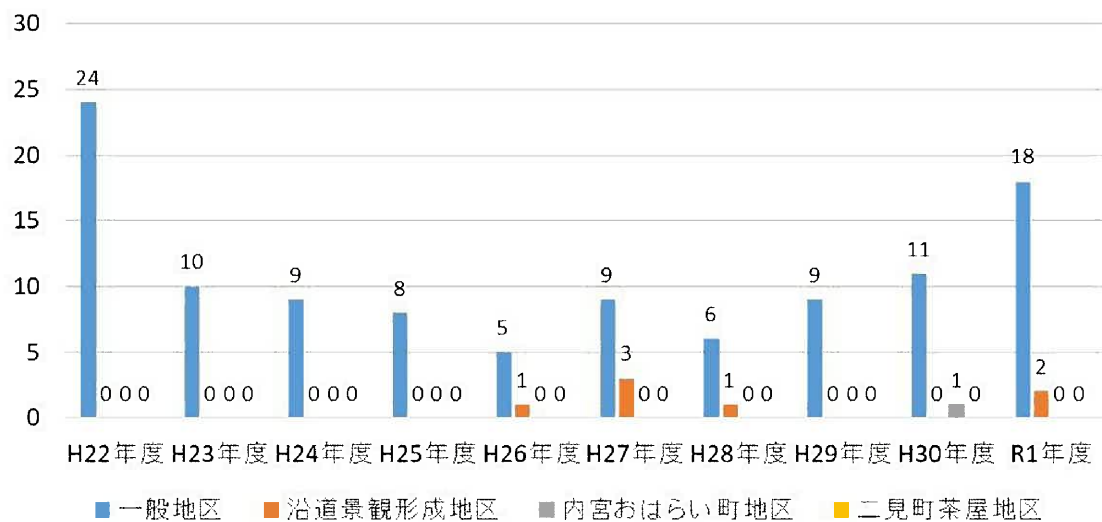
①建築物(住居系)



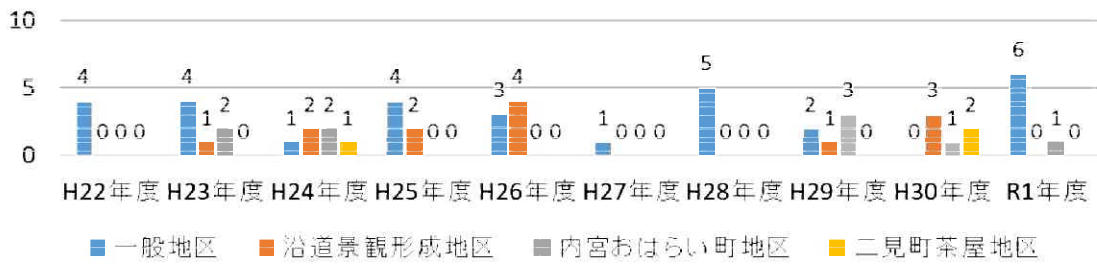
②建築物(商業系・その他)



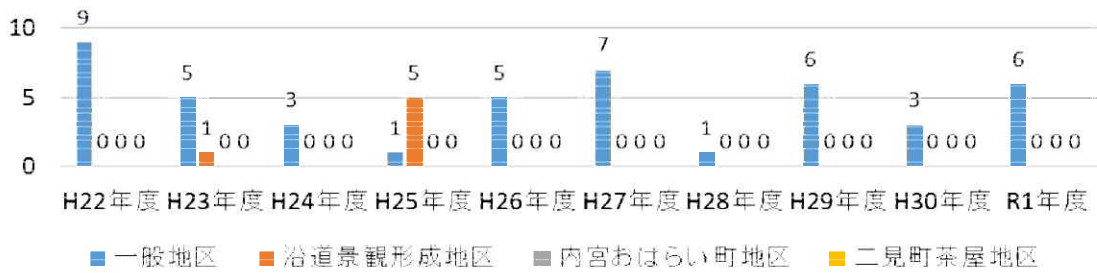
③工作物(携帯電話関連)



④工作物(その他)



⑤開発行為



(2) 景観重要道路の占用許可等に関する事前確認 0件

(3) 勧告・変更命令等 0件

(4) 景観委員会の開催 9件

開催日	委員会	内容
H31.4.17	第24回伊勢市景観委員会	河崎地区状況報告、景観コンクール説明
R1.7.23	第25回伊勢市景観委員会	河崎地区の景観まちづくりの方針
R1.10.2	第26回伊勢市景観委員会	河崎地区状況報告、景観コンクール審査
R1.11.28	第27回伊勢市景観委員会	河崎地区状況報告、景観コンクール振り返り
R2.2.17	第28回伊勢市景観委員会	河崎地区の景観まちづくり方針
R1.10.8	第27回内宮おはらい町地区 景観委員会	内容審査(2件)
R1.12.11	第28回内宮おはらい町地区 景観委員会	内容審査(2件)
R2.2.18	第29回内宮おはらい町地区 景観委員会	内容審査(1件)
R1.7.16	第18回二見町茶屋地区 景観委員会	景観形成基準について

2 土地利用に関する制度の運用状況

(1) 伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第8条第1項の規定に基づく市長の特例許可について

許可件数：1件

	行為地	地区名	建築物の用途	建築等の種別	備考
①	二見町松下	自然環境地区	自然塩製造工場	建築物の新築	令和元年10月16日 第4回伊勢市土地利用 委員会開催

3 景観絵画コンクール・わがまち写真コンクールの実施

- ・ 目 的 市民が景観に親しみを持ち、新たに発見してもらうことを目的とする
- ・ 対 象 者 絵画：市内在住の小学生児童
写真：市内在住または通勤・通学する中学生以上の方
- ・ 応 募 数 絵画：263点
写真：95点
- ・ 審 査 結 果 絵画：低学年（1・2年生）、中学年（3・4年生）、高学年（5・6年生）
各部門 最優秀賞1点、優秀賞2点、入選6点 計27点入賞
写真：最優秀賞1点、優秀賞3点、入選10点 計14点入賞
- ・ 表 彰 式 日時：令和元年11月17日（日）午前9時30分～11時
場所：賓日館 大広間
内容：表彰後、市の景観の取組み紹介と賓日館の紹介（絵画）、
ギャラリートーク（写真）
- ・ 巡 回 展 示 期間：11月30日（土）～3月5日（木）
場所：イオンタウン伊勢ララパーク・伊勢市役所 本館・ミタス伊勢
小俣総合支所・御菌総合支所・二見総合支所

令和2年度

伊勢市の景観絵画 コンクール

～ぼくのまち わたしのまち～



テーマ

「わたしの好きな伊勢市の景観」

(例) 山、海、川などの自然風景、まちなみ、昔ながらの建物など

募集期間

令和2年7月20日(月)～9月7日(月)

応募資格

市内に住む小学生

作品

四つ切画用紙(38cm×54cm)で着色したもの

部門

低学年の部(1・2年生)、中学年の部(3・4年生)、
高学年の部(5・6年生)

応募者全員に参加賞あり

しょう賞

最優秀賞 各部門1点(賞状+QUOカード3,000円+記念品)
優秀賞 各部門2点(賞状+QUOカード2,000円)
入選 各部門5点程度(賞状+QUOカード1,000円)

表彰式

令和2年11月8日(日)に資日館で開催予定

【主催】

伊勢市 都市整備部 都市計画課



伊勢市

QRコード

令和2年度 伊勢市の景観絵画コンクール 募集要領

◆応募資格

市内に在住する小学生児童

◆応募条件

- ・児童が作成した未発表の作品で、テーマに対応した作品
- ・四つ切画用紙（38cm×54cm）（縦横は問いません）
- ・着色したもの（画材は問いません）
- ・応募点数は1人1点までとします。

◆表彰式・展示

- ・表彰式は、令和2年11月8日（日）に賓日館にて開催予定です。
- ・入賞作品は学校名、学年、氏名と併せ、市内公共施設及びショッピングセンター等にて巡回展示します。また、報道機関、ホームページにも公表します。

◆応募方法

- ・「作品個票」を作品裏面に貼付してください。
- ・市内の公立小学校に通学の方は、小学校へ提出してください。

◆その他

- ・応募作品は審査終了後、入賞作品は巡回展示終了後にお返しします。
- ・応募作品の著作権・使用权は市に帰属し、広報誌、パンフレット、ホームページ等に使用させていただくことがあります。

◆提出先・お問い合わせ

伊勢市 都市計画課 計画係

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7-29

TEL : 0596-21-5591 / FAX : 0596-21-5585

E-mail : toshikei@city.ise.mie.jp

----- <キリトリ> -----

作品個票（作品裏面に貼り付けて提出してください）

作品名	
場 所	
学校名	
学 年	
ふりがな	
氏 名	

令和
2年度

伊勢市わがまち 写真コンクール



テ ー マ

「わたしが思う伊勢市の素敵な景観」

(例) まちなみ、自然風景、歴史的建築物、来訪者におすすめしたい場所など

募 集 期 間

令和2年7月20日(月)～9月7日(月)【必着】

応 募 資 格

市内に在住、通勤・通学する中学生以上の方

作 品 規 格

四切、ワイド四切、A4のいずれか。縦横、カラー・モノクロは問いません

応 募 方 法

【プリント写真の場合】 郵送もしくは持参

【データの場合】 CD-Rに保存して郵送もしくは持参、またはEメール

賞

最優秀賞 1点(賞状+QUOカード3,000円+記念品)

優 秀 賞 3点(賞状+QUOカード2,000円)

入 選 10点程度(賞状+QUOカード1,000円)

【主催】 伊勢市 都市整備部 都市計画課



QRコード

令和2年度 伊勢市わがまち写真コンクール 募集要領

◆応募資格

市内に在住、通勤・通学する中学生以上の方

◆応募条件

- ・応募点数は1人3点まで（入賞数は1人1点まで）
- ・現存する景観の写真（撮影年月日は不問）
- ・応募者本人が撮影した未発表の単写真
- ・合成写真・画像加工した写真は不可
- ・JPEG形式、1,000万画素以上
- ・サイズは四切（254mm×305mm）、ワイド四切（254mm×365mm）、A4（210mm×297mm）のいずれか
- ・縦横、カラー・モノクロの別は不問

◆応募方法

CD-R、プリント写真の場合は、応募票と共に郵送またはご持参ください。

電子メールの場合は、メール本文に下記事項を記載し、都市計画課までご応募ください。

※ファイルサイズが2MBを超えると送受信できません。2MBを超える場合は、データ便などをご利用ください。

【記載事項】

- ①作品名（タイトル） ②コメント（撮影した理由、その景観に対する思い） ③撮影場所
④撮影年月日 ⑤住所 ⑥氏名 ⑦年齢
⑧電話番号 ⑨学生の場合は学校名と学年

◆表彰式・展示

- ・表彰式は、令和2年11月8日（日）に賓日館にて開催予定です。
- ・入賞作品は氏名等と併せ、市内公共施設及びショッピングセンター等にて巡回展示します。また、報道機関、ホームページにも公表します。

◆その他

- ・応募作品は、原則返却いたしません。
- ・応募作品の著作権・使用权は市に帰属し、広報誌、パンフレット、ホームページ等に使用させていただくことがあります。
- ・応募作品に人物が含まれる場合は、肖像権の侵害等が生じないように、本人の承諾を得てから応募ください。
- ・応募作品に関して、第三者との間で問題が生じた場合は、一切責任を負いません。
- ・応募の際にいただいた個人情報については、写真コンクールの運営のみに使用し、その他の目的では一切使用いたしません。

提出先：伊勢市 都市計画課 計画係
〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7-29
TEL:0596-21-5591/FAX:0596-21-5585
E-mail: toshikei@city.ise.mie.jp

----- <キリトリ> -----

応募票	ふりがな				
	作品名				
	コメント (撮影した理由、作品に対する思い)				
	撮影場所			撮影年月日	
	撮影者	住所			
	ふりがな				
	氏名				
	電話番号			年齢	歳
	※学生	学校名		学年	